

船員職業安定法施行規則

1 . 案内情報

手続名	: 船員労務供給事業の廃止の届出
手続根拠	: 船員職業安定法施行規則第 2 5 条
手続対象者	: 労務供給を行う者
提出時期	: 廃止の日から 7 日以内
提出方法	: 船員労務供給事業廃止届を 2 部作成し、事業所の所在地を管轄する地方運輸局へ提出してください。
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし
申請様式	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。

2 . 窓口情報

提出先	: 所在地を管轄する地方運輸局
受け付け時間	: 9 時 ~ 1 7 時 (地方運輸局によって若干の違いあり)
相談窓口	: 船員職業安定所

3 . 手続情報

審査基準	:
標準処理期間	:
不服申立方法	: